物件仕様書
（清涼飲料水の自動販売機）

1　設置場所

No.	所管課	物件番号	区分	施設名	所在地	設置箇所	屋内/屋外	設置台数	貸付期間		勤務職員数
1	資産経営課	資経-1	入替	佐世保市役所本庁舎	佐世保市八幡町１番 10 号	１階	屋内	1	令和９年２月１日 ～ 令和１２年１月３１日	３年	８９２
2	資産経営課	資経-1	入替	佐世保市役所本庁舎	佐世保市八幡町１番 10 号	地下１階	屋内	1	令和９年２月１日 ～ 令和１２年１月３１日	３年	８９２
3	資産経営課	資経-1	入替	佐世保市役所本庁舎	佐世保市八幡町１番 10 号	13 階	屋内	1	令和９年２月１日 ～ 令和１２年１月３１日	３年	８９２
4	資産経営課	資経-1	入替	佐世保市中央保健福祉センター	佐世保市高砂町５番１号	４階	屋内	1	令和９年２月１日 ～ 令和１２年１月３１日	３年	３４１

※勤務職員数は令和８年１０月１日現在の正規職員数です。

2　自動販売機の仕様

(1)　大 き さ

設置面積（空き缶回収箱の面積を含む。）は、「位置図」において示す設置箇所の設置範囲に収まる大きさとし、高さは２ｍ以内とすること。

(2)　環境対策

設置する自動販売機は、省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。

3　自動販売機の設置及び管理運営上の遵守事項

(1)　設　　置

①　設置する自動販売機の電気使用量を測定する子メーター（計量法（平成４年法律第５１号）に基づく検査に合格したものに限る。）を設置すること。なお、設置に当たっては、本市の指示に従うこと。

②　自動販売機の設置に当たっては、安全対策として、ＪＩＳ規格及び業界自主基準に準じた転倒防止措置を講じること。

(2)　管理運営

①　食品衛生について、商品販売に必要な営業許可を受けるとともに、関係法令及び業界自主基準を遵守し、衛生管理に万全を期すること。

②　常に商品の賞味期限に注意し、適切な在庫・補充管理を行うこと。

③　使用済み容器の回収ボックスは、原則として自動販売機１台に１個以上の割合で貸付面積を超えない範囲で設置し、事業者の責任で適切に回収、リサイクル及び設置場所周辺の清掃を行うこと。

また、回収ボックスから使用済み容器が溢れたりすることがないよう、適切な維持管理を行うこと。

④　商品の搬入・廃棄物の搬出等を行う経路については、本市の指示に従うこと。

⑤　自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情等については、設置事業者の責任において対応するとともに、自動販売機本体に故障時の連絡先を明記すること。

⑥　自動販売機で販売する商品に関係のない広告等を表示しないこと。ただし、当該商品の販売促進に関するものは除く。

⑦　自動販売機を設置・運営する権利を第三者に譲渡又は転貸することはできない。

(3)　販売商品及び販売価格

①　販売商品は、飲料（清涼飲料水等）とし、酒類は販売しないこと。

②　容器は、缶、ペットボトル、ビン、紙パック等の密閉式の容器とすること。（カップ式は不可）

③　販売価格は、標準小売価格を超えないこと。

4　問い合せ先

問い合せ内容	対応課
施設や、自動販売機等の個別仕様に関すること	佐世保市財務部資産経営課　℡0956-24-1111（内線 2643）
この入札制度に関すること	佐世保市財務部資産経営課　℡0956-24-1111（内線 2644～2645）

※問い合わせ件数などの情報は、入札の競争性・公平性を保つため、一切お答えできません。

佐世保市役所本庁舎１階　自動販売機設置場所位置図

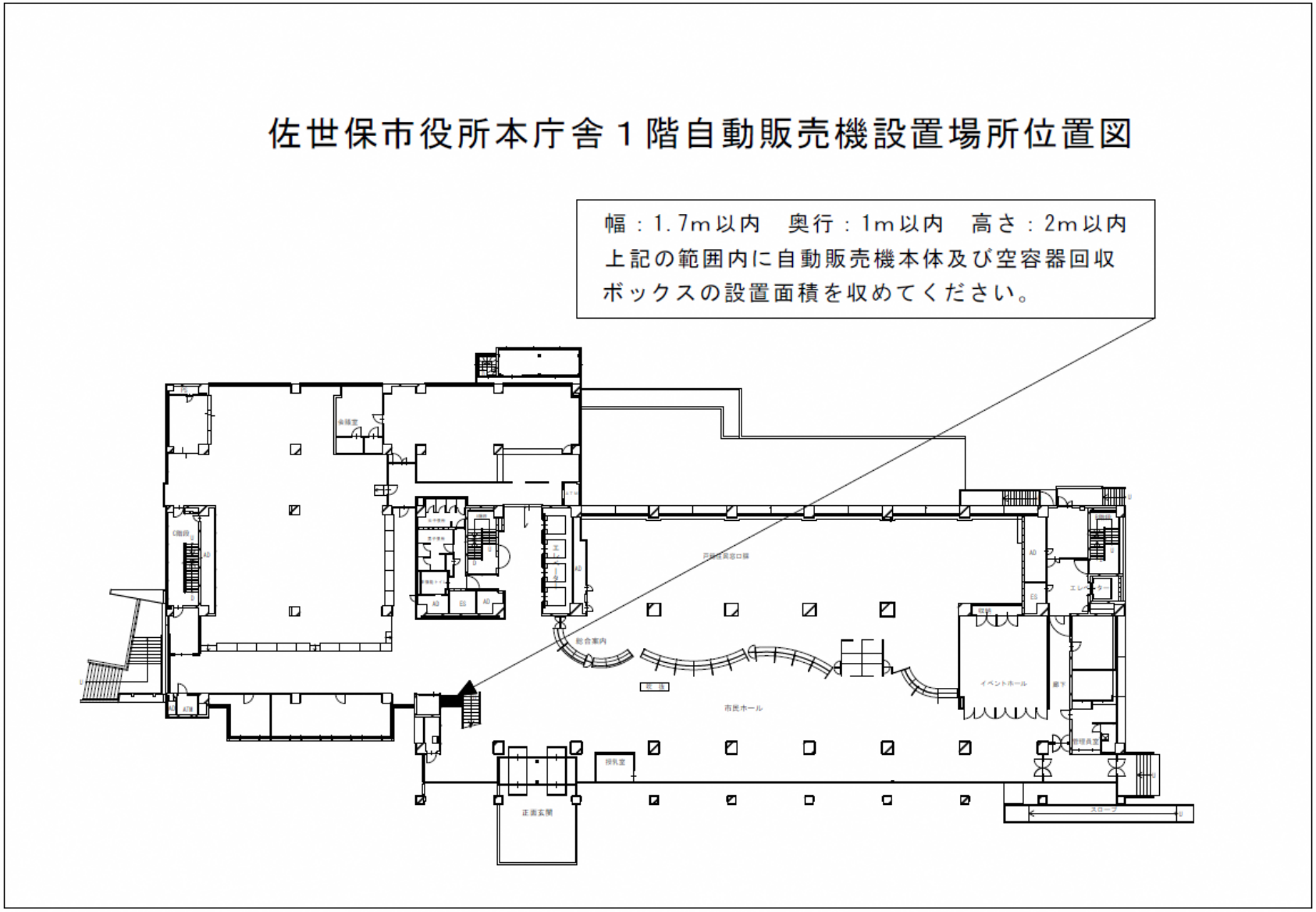

佐世保市役所本庁舎地下１階　自動販売機設置場所位置図

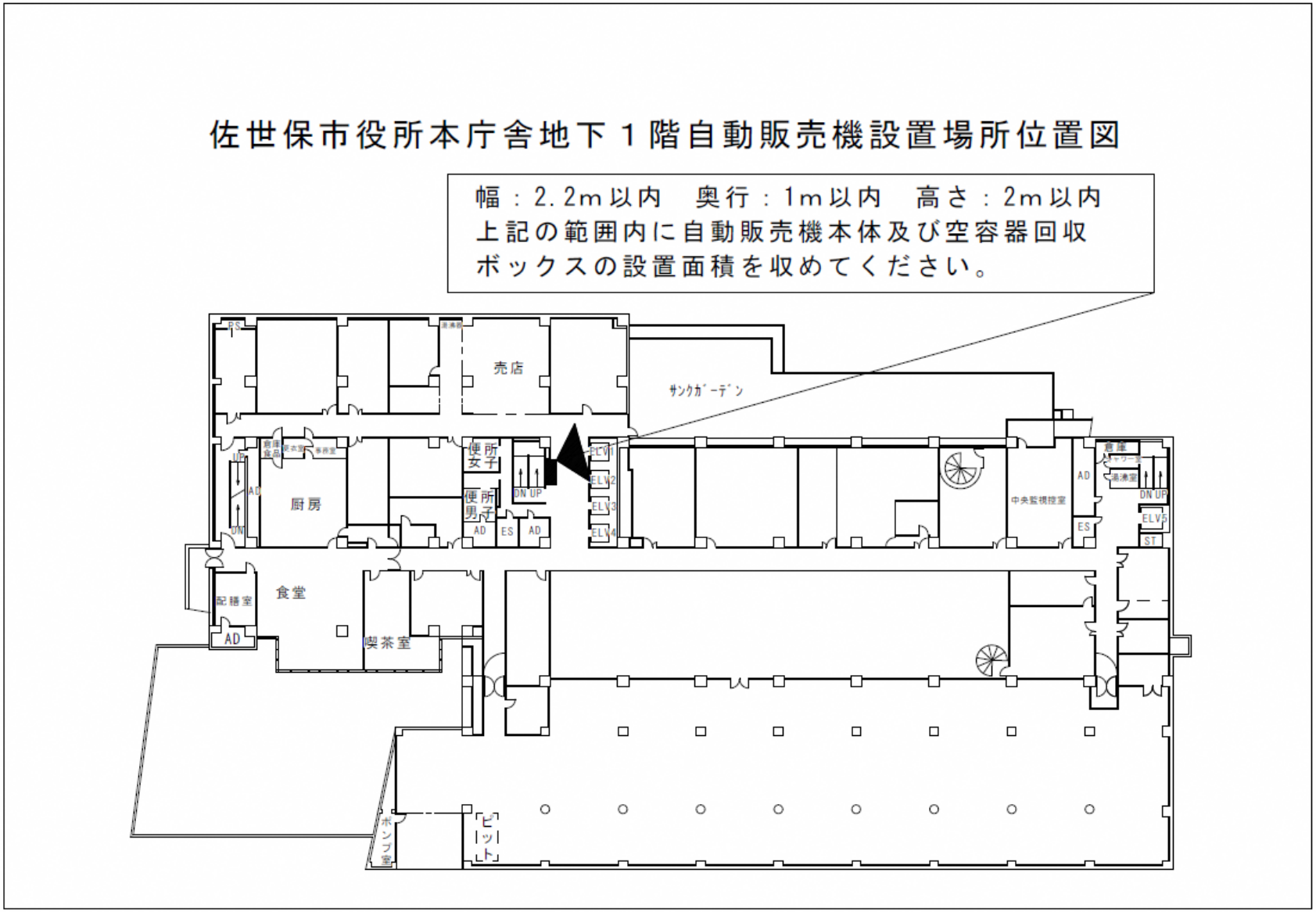

佐世保市役所本庁舎１３階　自動販売機設置場所位置図

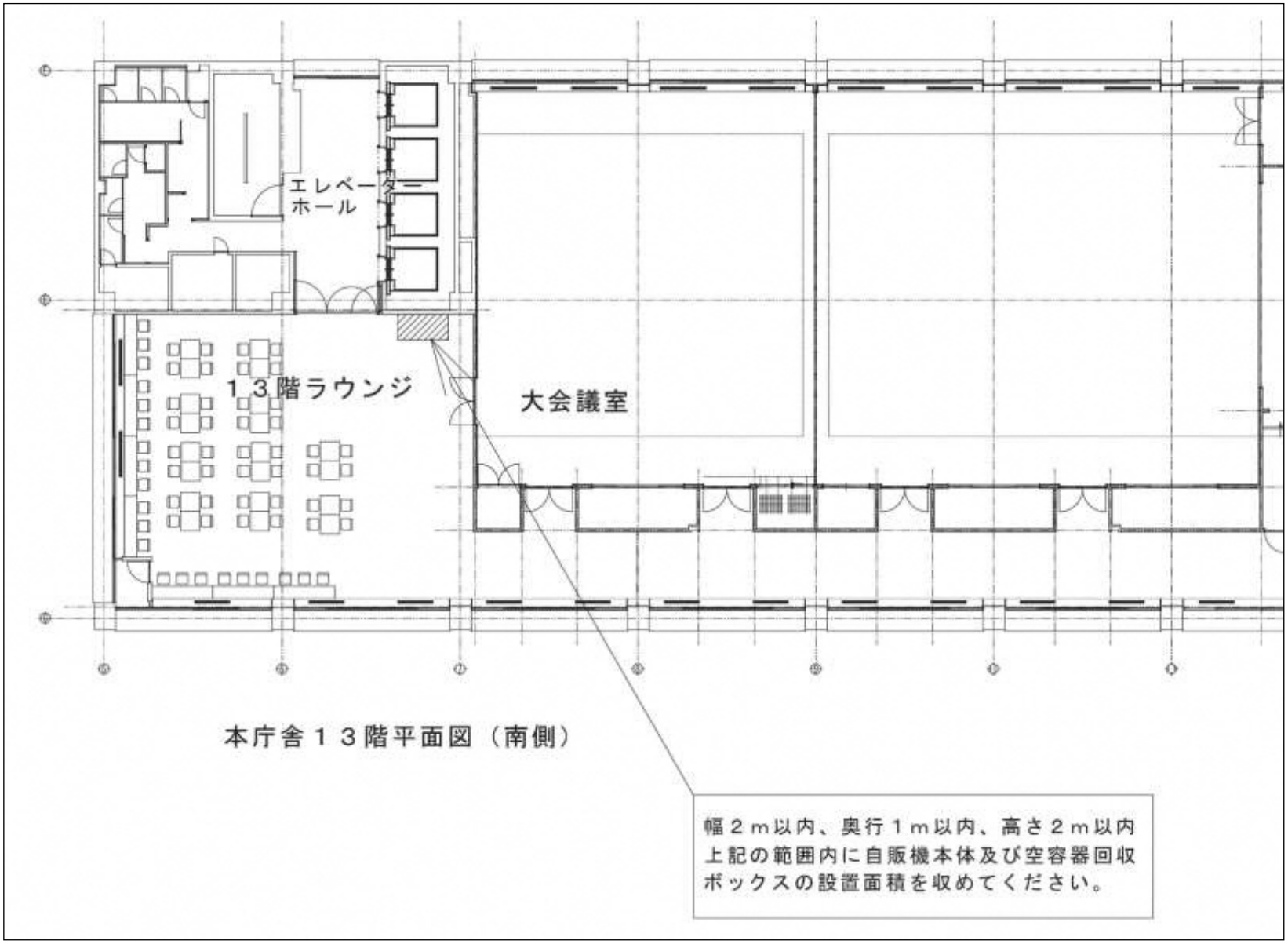

佐世保市中央保健福祉センター４階　自動販売機設置場所位置図



物件仕様書
（清涼飲料水の自動販売機）

1　設置場所

No.	所管課	物件番号	区分	施設名	所在地	設置箇所	屋内/屋外	設置台数	貸付期間		勤務職員数
1	ふるさと物産振興課	物産-１	入替	させぼ物産みかわち振興センター	佐世保市三川内本町 289-1	駐車場	屋外	１台	令和９年２月１日 ～ 令和１２年１月３１日	３年間	15 人

※勤務職員数は令和８年１０月１日現在の数字です。

※参考：近隣施設利用者数（R7 実績）
支所：不明　　コミュニティセンター：25,339 人
四季彩館：50,500 人　伝統産業会館：18,770 人
うつわ歴史館：3,305 人　その他：休憩者多数
※伝統産業会館については R10 年度途中まで改修工事のため利用者は工事関係者のみとなります。

2　自動販売機の仕様

(1)　大 き さ

設置面積（空き缶回収箱の面積を含む。）は、「位置図」において示す設置箇所の設置範囲に収まる大きさとし、高さは２ｍ以内とすること。

(2)　環境対策

設置する自動販売機は、省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。

3　自動販売機の設置及び管理運営上の遵守事項

(1)　設　　置

①　設置する自動販売機の電気使用量を測定する子メーター（計量法（平成４年法律第５１号）に基づく検査に合格したものに限る。）を設置すること。なお、設置に当たっては、本市の指示に従うこと。

（直に電気を引く場合）

電源の引き込みに関しては、施設利用者の支障にならないように配慮するとともに、漏電等の対策を行うこと。

なお、電源の引き込みを行うに当たっては、本市の指示に従うこと。

② 自動販売機の設置に当たっては、安全対策として、ＪＩＳ規格及び業界自主基準に準じた転倒防止措置を講じること。

(2) 管理運営

① 食品衛生について、商品販売に必要な営業許可を受けるとともに、関係法令及び業界自主基準を遵守し、衛生管理に万全を期すること。

② 常に商品の賞味期限に注意し、適切な在庫・補充管理を行うこと。

③ 使用済み容器の回収ボックスは、原則として自動販売機１台に１個以上の割合で貸付面積を超えない範囲で設置し、事業者の責任で適切に回収、リサイクル及び設置場所周辺の清掃を行うこと。

また、回収ボックスから使用済み容器が溢れたりすることがないよう、適切な維持管理を行うこと。

④ 商品の搬入・廃棄物の搬出等を行う経路については、本市の指示に従うこと。

⑤ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情等については、設置事業者の責任において対応するとともに、自動販売機本体に故障時の連絡先を明記すること。

⑥ 自動販売機で販売する商品に関係のない広告等を表示しないこと。ただし、当該商品の販売促進に関するものは除く。

⑦ 自動販売機を設置・運営する権利を第三者に譲渡又は転貸することはできない。

(3) 販売商品及び販売価格

① 販売商品は、飲料（清涼飲料水等）とし、酒類は販売しないこと。

② 容器は、缶、ペットボトル、ビン、紙パック等の密閉式の容器とすること。（カップ式は不可）

③ 販売価格は、標準小売価格を超えないこと。

4 問い合せ先

問い合せ内容	対応課
施設や、自動販売機等の個別仕様に関すること	佐世保市経済部ふるさと物産振興課　℡0956-20-1042（直通）
この入札制度に関すること	佐世保市財務部資産経営課　℡0956-24-1111（内線 2644～2645）

※問い合わせ件数などの情報は、入札の競争性・公平性を保つため、一切お答えできません。

させぼ物産みかわち振興センター敷地内自動販売機設置場所位置図

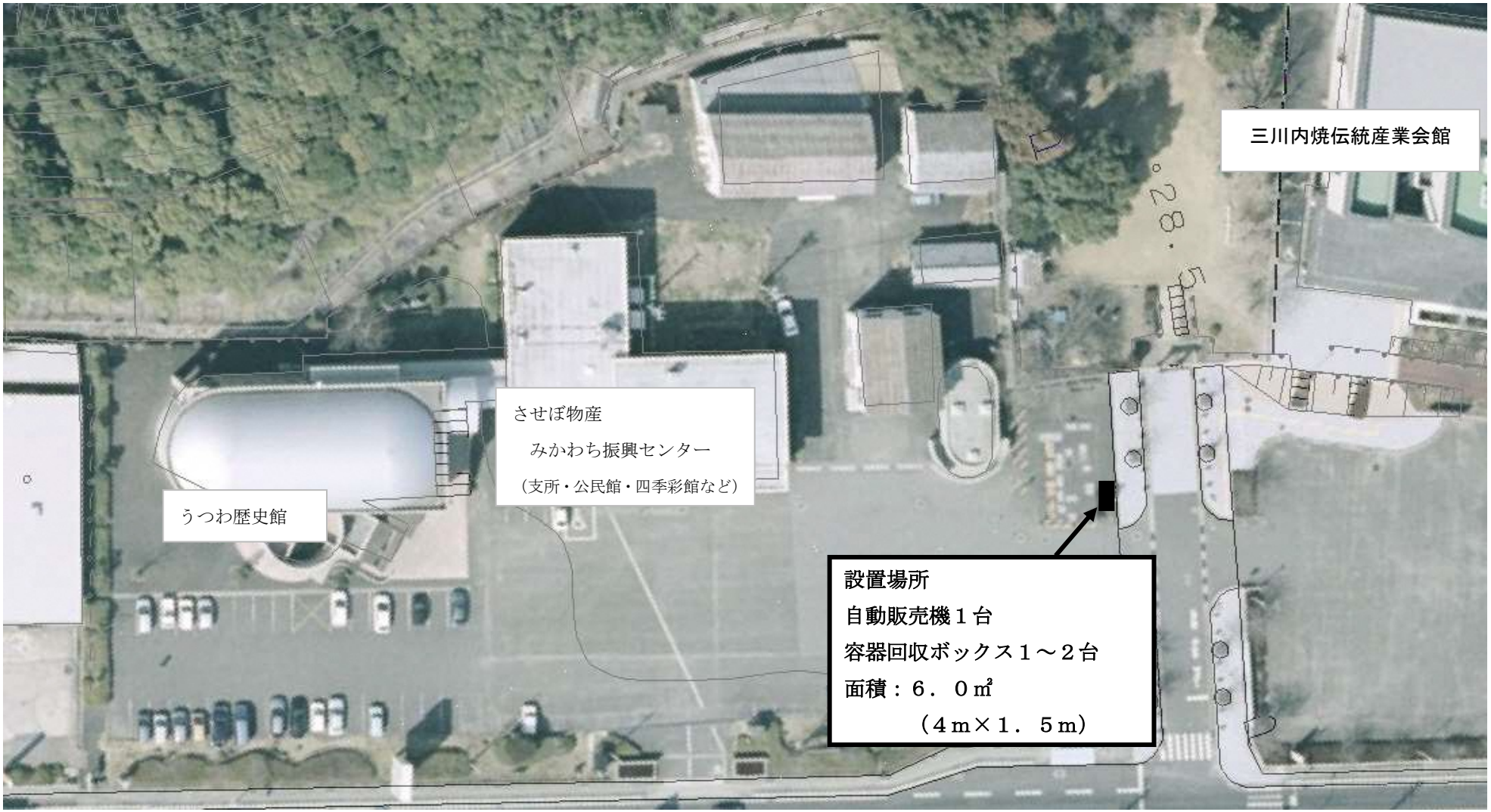

物件仕様書
（清涼飲料水の自動販売機）

1　設置場所

No.	所管課	物件番号	区分	施設名	所在地	設置箇所	屋内/屋外	設置台数	貸付期間		勤務職員数
1	環境政策課	環政-1	入替	環境センター	佐世保市稲荷町１番８号	環境センター横 記録室前	屋外	2	令和９年２月１日 ～ 令和 12 年１月 31 日	３年間	126 人

※勤務職員数は令和８年１０月１日現在の数字です。

2　自動販売機の仕様

(1)　大 き さ

設置面積（空き缶回収箱の面積を含む。）は、「位置図」において示す設置箇所の設置範囲に収まる大きさとし、高さは２ｍ以内とすること。

(2)　環境対策

設置する自動販売機は、省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。

3　自動販売機の設置及び管理運営上の遵守事項

(1)　設　　置

①　設置する自動販売機の電気使用量を測定する子メーター（計量法（平成４年法律第５１号）に基づく検査に合格したものに限る。）を設置すること。なお、設置に当たっては、本市の指示に従うこと。

（直に電気を引く場合）

電源の引き込みに関しては、施設利用者の支障にならないように配慮するとともに、漏電等の対策を行うこと。

②　自動販売機の設置に当たっては、安全対策として、ＪＩＳ規格及び業界自主基準に準じた転倒防止措置を講じること。

(2)　管理運営

① 食品衛生について、商品販売に必要な営業許可を受けるとともに、関係法令及び業界自主基準を遵守し、衛生管理に万全を期すること。

② 常に商品の賞味期限に注意し、適切な在庫・補充管理を行うこと。

③ 使用済み容器の回収ボックスは、原則として自動販売機１台に１個以上の割合で貸付面積を超えない範囲で設置し、事業者の責任で適切に回収、リサイクル及び設置場所周辺の清掃を行うこと。
また、回収ボックスから使用済み容器が溢れたりすることがないよう、適切な維持管理を行うこと。

④ 商品の搬入・廃棄物の搬出等を行う経路については、本市の指示に従うこと。

⑤ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情等については、設置事業者の責任において対応するとともに、自動販売機本体に故障時の連絡先を明記すること。

⑥ 自動販売機で販売する商品に関係のない広告等を表示しないこと。ただし、当該商品の販売促進に関するものは除く。

⑦ 自動販売機を設置・運営する権利を第三者に譲渡又は転貸することはできない。

(3) 販売商品及び販売価格

① 販売商品は、飲料（清涼飲料水等）とし、酒類は販売しないこと。

② 容器は、缶、ペットボトル、ビン、紙パック等の密閉式の容器とすること。（カップ式は不可）

③ 販売価格は、標準小売価格を超えないこと。

(4) 特別仕様

① 販売商品は、２０種類以上とすること。

② 設置する自動販売機２台については、原則として２台ともキャッシュレス決済対応型とすること。ただし、これが困難な場合であっても、少なくとも１台はキャッシュレス決済対応型とすること。

③ 設置する自動販売機について、２台は可能な限りそれぞれ異なる商品にすること。

4 問い合せ先

問い合せ内容	対応課
施設や、自動販売機等の個別仕様に関すること	佐世保市環境部環境政策課　℡0956-31-6520（内線 7210-13）
この入札制度に関すること	佐世保市財務部資産経営課　℡0956-24-1111（内線 2644～2645）

※問い合わせ件数などの情報は、入札の競争性・公平性を保つため、一切お答えできません。

環境センター自動販売機設置場所位置図

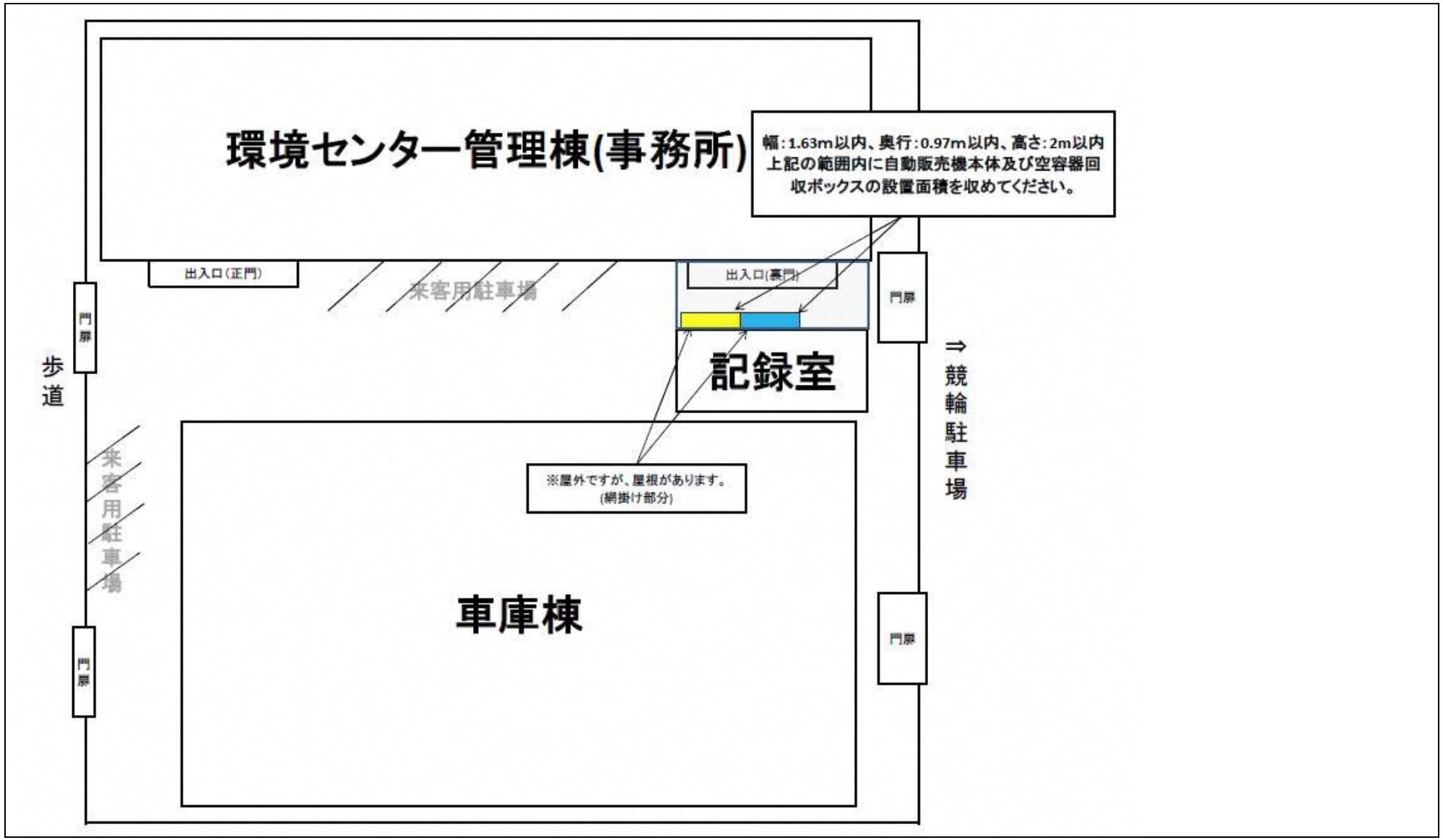

物件仕様書
（清涼飲料水の自動販売機）

１　設置場所

No.	所管課	物件番号	区分	施設名	所在地	設置箇所	屋内/屋外	設置台数	貸付期間	勤務職員数
1	西部クリーンセンター	西ク-1	入替	西部クリーンセンター	佐世保市下本山町 2-1	西部クリーンセンター資源ヤード横	屋外	1	令和９年２月１日 ～ 令和１２年１月 31 日	11 人 （佐世保市職員） 50 人 （運営業者）

※勤務職員数は令和８年１０月１日現在の数字です。

２　自動販売機の仕様

(1)　大 き さ

設置面積（空き缶回収箱の面積を含む。）は、「位置図」において示す設置箇所の設置範囲に収まる大きさとし、高さは２ｍ以内とすること。

(2)　環境対策

設置する自動販売機は、省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。

３　自動販売機の設置及び管理運営上の遵守事項

(1)　設　　置

①　設置する自動販売機の電気使用量を測定する子メーター（計量法（平成４年法律第５１号）に基づく検査に合格したものに限る。）を設置すること。
なお、設置に当たっては、本市の指示に従うこと。

（直に電気を引く場合）

電源の引き込みに関しては、施設利用者の支障にならないように配慮するとともに、漏電等の対策を行うこと。
なお、電源の引き込みを行うに当たっては、本市の指示に従うこと。

②　自動販売機の設置に当たっては、安全対策として、ＪＩＳ規格及び業界自主基準に準じた転倒防止措置を講じること。

(2)　管理運営

①　食品衛生について、商品販売に必要な営業許可を受けるとともに、関係法令及び業界自主基準を遵守し、衛生管理に万全を期すること。

②　常に商品の賞味期限に注意し、適切な在庫・補充管理を行うこと。

③　使用済み容器の回収ボックスは、原則として自動販売機１台に１個以上の割合で貸付面積を超えない範囲で設置し、事業者の責任で適切に回収、リサイクル及び設置場所周辺の清掃を行うこと。

また、回収ボックスから使用済み容器が溢れたりすることがないよう、適切な維持管理を行うこと。

④　商品の搬入・廃棄物の搬出等を行う経路については、本市の指示に従うこと。

⑤　自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情等については、設置事業者の責任において対応するとともに、自動販売機本体に故障時の連絡先を明記すること。

⑥　自動販売機で販売する商品に関係のない広告等を表示しないこと。ただし、当該商品の販売促進に関するものは除く。

⑦　自動販売機を設置・運営する権利を第三者に譲渡又は転貸することはできない。

(3)　販売商品及び販売価格

①　販売商品は、飲料（清涼飲料水等）とし、酒類は販売しないこと。

②　容器は、缶、ペットボトル、ビン、紙パック等の密閉式の容器とすること。（カップ式は不可）

③　販売価格は、標準小売価格を超えないこと。

(4)　特別仕様

①　販売商品は、２０種類以上とすること。

②　設置する自動販売機においては、キャッシュレス決済対応型も可とする。

４　問い合せ先

問い合せ内容	対応課
施設や、自動販売機等の個別仕様に関すること	佐世保市環境部西部クリーンセンター　℡0956-47-5292（内線 7211-305）
この入札制度に関すること	佐世保市財務部資産経営課　℡0956-24-1111（内線 2644～2645）

※問い合わせ件数などの情報は、入札の競争性・公平性を保つため、一切お答えできません。

西部クリーンセンター自動販売機設置場所位置図

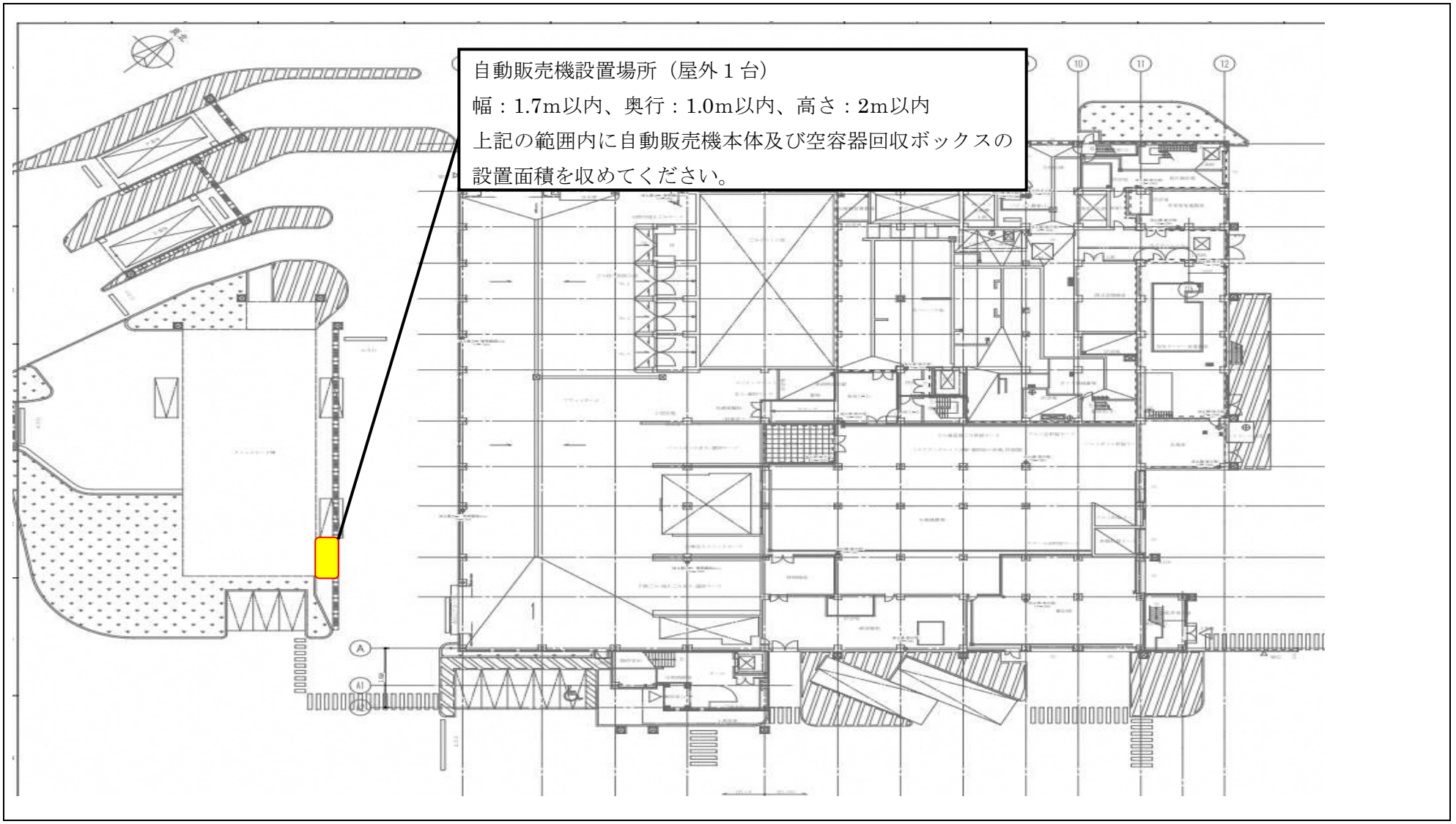

物件仕様書
（清涼飲料水の自動販売機）

１　設置場所

No.	所管課	物件番号	区分	施設名	所在地	設置箇所	屋内/屋外	設置台数	貸付期間	勤務職員数
1	西部クリーンセンター	西ク-2	入替	西部クリーンセンター	佐世保市下本山町 2-1	西部クリーンセンター玄関（EV 前）	屋内	1	令和９年２月１日 ～ 令和１２年１月 31 日	11 人 （佐世保市職員） 50 人 （運営業者）

※勤務職員数は令和８年１０月１日現在の数字です。

２　自動販売機の仕様

(1)　大 き さ

設置面積（空き缶回収箱の面積を含む。）は、「位置図」において示す設置箇所の設置範囲に収まる大きさとし、高さは２ｍ以内とすること。

(2)　環境対策

設置する自動販売機は、省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。

３　自動販売機の設置及び管理運営上の遵守事項

(1)　設　　置

①　設置する自動販売機の電気使用量を測定する子メーター（計量法（平成４年法律第５１号）に基づく検査に合格したものに限る。）を設置すること。
なお、設置に当たっては、本市の指示に従うこと。

（直に電気を引く場合）

電源の引き込みに関しては、施設利用者の支障にならないように配慮するとともに、漏電等の対策を行うこと。
なお、電源の引き込みを行うに当たっては、本市の指示に従うこと。

②　自動販売機の設置に当たっては、安全対策として、ＪＩＳ規格及び業界自主基準に準じた転倒防止措置を講じること。

(2)　管理運営

①　食品衛生について、商品販売に必要な営業許可を受けるとともに、関係法令及び業界自主基準を遵守し、衛生管理に万全を期すること。

②　常に商品の賞味期限に注意し、適切な在庫・補充管理を行うこと。

③　使用済み容器の回収ボックスは、原則として自動販売機１台に１個以上の割合で貸付面積を超えない範囲で設置し、事業者の責任で適切に回収、リサイクル及び設置場所周辺の清掃を行うこと。

また、回収ボックスから使用済み容器が溢れたりすることがないよう、適切な維持管理を行うこと。

④　商品の搬入・廃棄物の搬出等を行う経路については、本市の指示に従うこと。

⑤　自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情等については、設置事業者の責任において対応するとともに、自動販売機本体に故障時の連絡先を明記すること。

⑥　自動販売機で販売する商品に関係のない広告等を表示しないこと。ただし、当該商品の販売促進に関するものは除く。

⑦　自動販売機を設置・運営する権利を第三者に譲渡又は転貸することはできない。

(3)　販売商品及び販売価格

①　販売商品は、飲料（清涼飲料水等）とし、酒類は販売しないこと。

②　容器は、缶、ペットボトル、ビン、紙パック等の密閉式の容器とすること。（カップ式は不可）

③　販売価格は、標準小売価格を超えないこと。

(4)　特別仕様

①　販売商品は、２０種類以上とすること。

②　設置する自動販売機においては、キャッシュレス決済対応型も可とする。

４　問い合せ先

問い合せ内容	対応課
施設や、自動販売機等の個別仕様に関すること	佐世保市環境部西部クリーンセンター　℡0956-47-5292（内線 7211-305）
この入札制度に関すること	佐世保市財務部資産経営課　℡0956-24-1111（内線 2644～2645）

※問い合わせ件数などの情報は、入札の競争性・公平性を保つため、一切お答えできません。

西部クリーンセンター自動販売機設置場所位置図

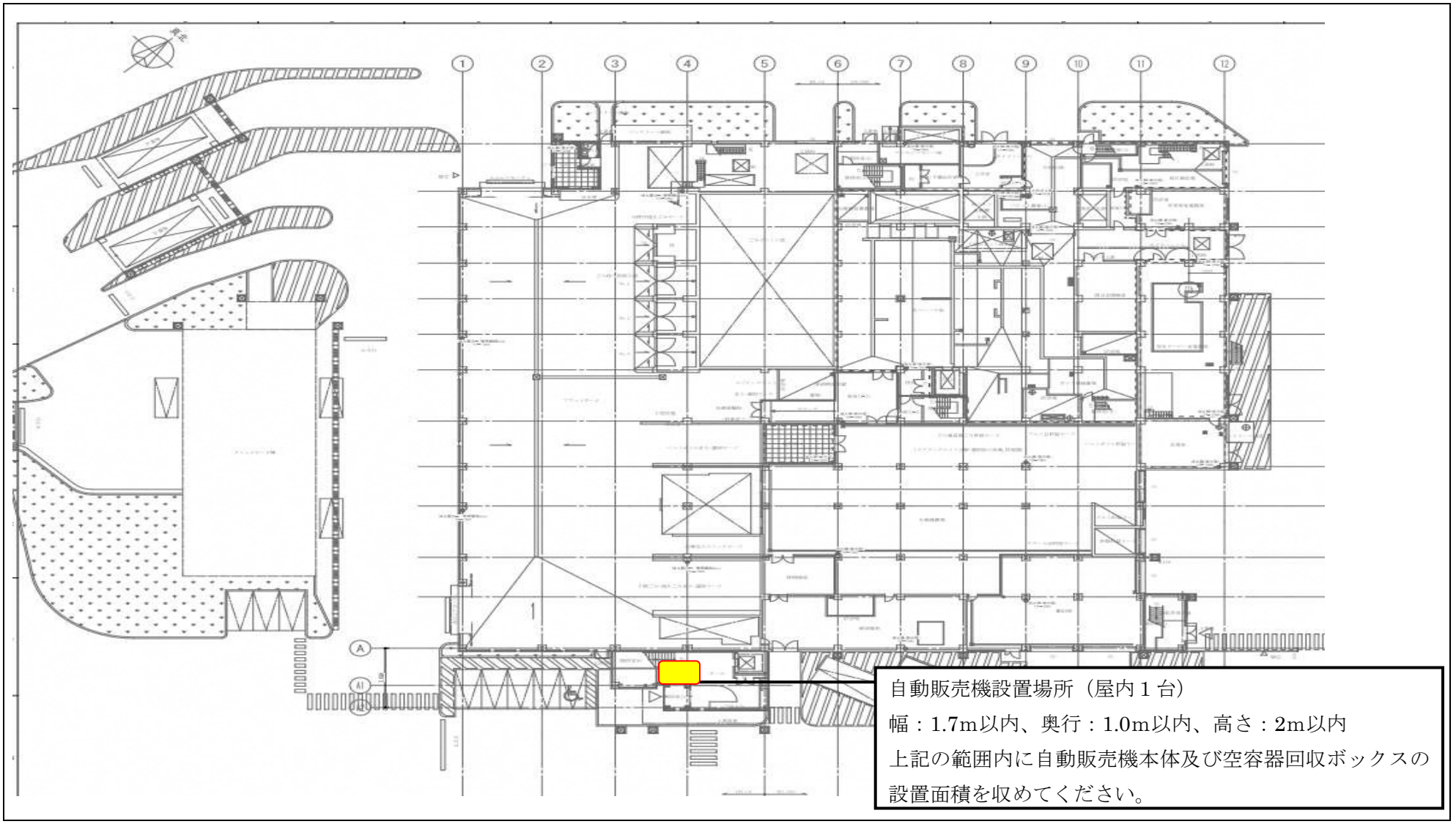

物件仕様書
（清涼飲料水の自動販売機）

１　設置場所

No.	所管課	物件番号	区分	施設名	所在地	設置箇所	屋内/屋外	設置台数	貸付期間	勤務職員数
1	東部クリーンセンター	東ク-1	新規	東部クリーンセンター	佐世保市大塔町 1036 番地 1	東部クリーンセンター工場棟西側玄関ホール内	屋内	1	令和９年２月１日～令和１２年１月３１日	13 人（佐世保市職員） 23 人（運営委託業者）

※勤務職員数は令和８年１０月１日現在の数字です。

２　自動販売機の仕様

(1)　大 き さ

設置面積（空き缶回収箱の面積を含む。）は、「位置図」において示す設置箇所の設置範囲に収まる大きさとし、高さは２ｍ以内とすること。

(2)　環境対策

設置する自動販売機は、省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。

３　自動販売機の設置及び管理運営上の遵守事項

(1)　設　　置

①　設置する自動販売機の電気使用量を測定する子メーター（計量法（平成４年法律第５１号）に基づく検査に合格したものに限る。）を設置すること。

なお、設置に当たっては、本市の指示に従うこと。

（直に電気を引く場合）

電源の引き込みに関しては、施設利用者の支障にならないように配慮するとともに、漏電等の対策を行うこと。

なお、電源の引き込みを行うに当たっては、本市の指示に従うこと。

② 自動販売機の設置に当たっては、安全対策として、ＪＩＳ規格及び業界自主基準に準じた転倒防止措置を講じること。

(2) 管理運営

① 食品衛生について、商品販売に必要な営業許可を受けるとともに、関係法令及び業界自主基準を遵守し、衛生管理に万全を期すること。

② 常に商品の賞味期限に注意し、適切な在庫・補充管理を行うこと。

③ 使用済み容器の回収ボックスは、原則として自動販売機１台に１個以上の割合で貸付面積を超えない範囲で設置し、事業者の責任で適切に回収、リサイクル及び設置場所周辺の清掃を行うこと。

また、回収ボックスから使用済み容器が溢れたりすることがないよう、適切な維持管理を行うこと。

④ 商品の搬入・廃棄物の搬出等を行う経路については、本市の指示に従うこと。

⑤ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情等については、設置事業者の責任において対応するとともに、自動販売機本体に故障時の連絡先を明記すること。

⑥ 自動販売機で販売する商品に関係のない広告等を表示しないこと。ただし、当該商品の販売促進に関するものは除く。

⑦ 自動販売機を設置・運営する権利を第三者に譲渡又は転貸することはできない。

(3) 販売商品及び販売価格

① 販売商品は、飲料（清涼飲料水等）とし、酒類は販売しないこと。

② 容器は、缶、ペットボトル、ビン、紙パック等の密閉式の容器とすること。（カップ式は不可）

③ 販売価格は、標準小売価格を超えないこと。

(4) 特別仕様

① 販売商品は、１０種類以上とすること。

② 設置する自動販売機においては、キャッシュレス決済対応型も可とする。

4 問い合せ先

問い合せ内容	対応課
施設や、自動販売機等の個別仕様に関すること	佐世保市環境部東部クリーンセンター ℡0956-31-3815（内線 7213-203）
この入札制度に関すること	佐世保市財務部資産経営課 ℡0956-24-1111（内線 2644～2645）

※問い合わせ件数などの情報は、入札の競争性・公平性を保つため、一切お答えできません。

東部クリーンセンター自動販売機設置場所位置図

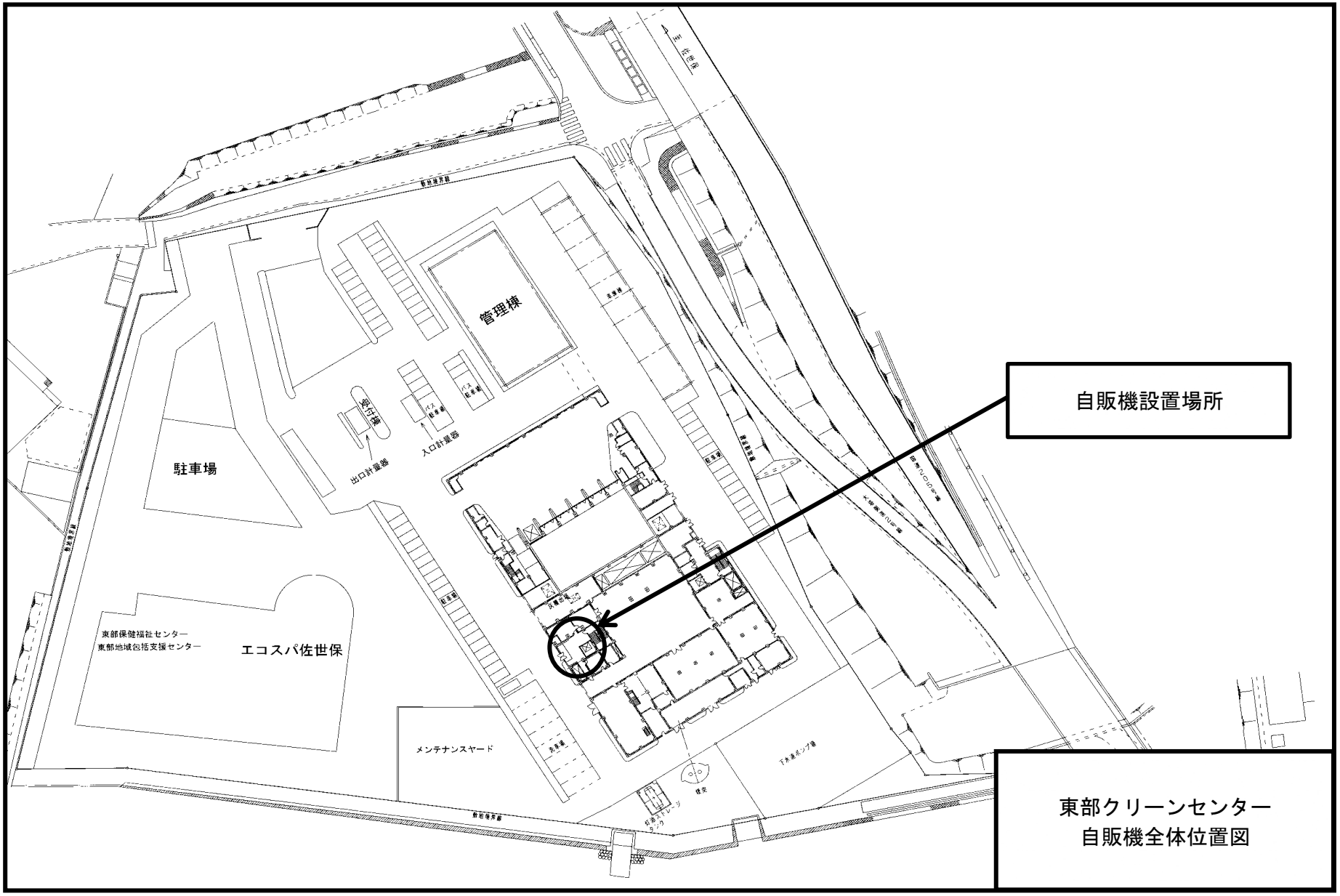

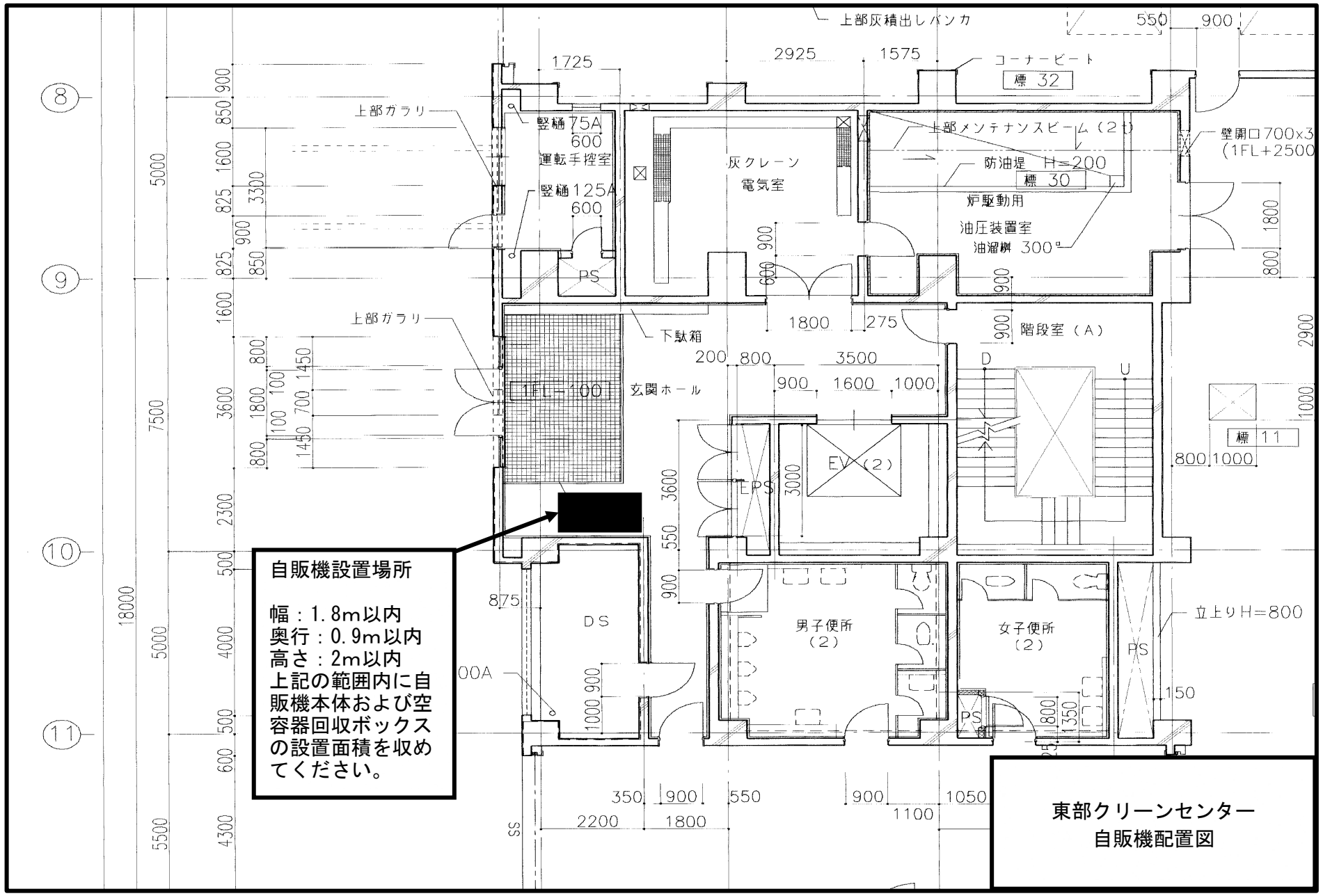
自販機設置場所
幅：1.8m以内
奥行：0.9m以内
高さ：2m以内
上記の範囲内に自販機本体および空容器回収ボックスの設置面積を収めてください。
東部クリーンセンター
自販機配置図
上部ガラリ
竪樋 75A
運転手控室
竪樋 125A
灰クレーン
電気室
上部メンテナンスビーム（2t）
防油堤 H=200
炉駆動用
油圧装置室
油溜桝 300ℓ
壁開口 700x3
(1FL+2500
コーナービート
標 32
標 30
標 11
下駄箱
玄関ホール
1FL-100
階段室（A）
EV（2）
EPS
DS
男子便所
（2）
女子便所
（2）
PS
立上り H=800
上部灰積出レバンカ

物件仕様書
（清涼飲料水の自動販売機）

1　設置場所

No.	所管課	物件番号	区分	施設名	所在地	設置箇所	屋内/屋外	設置台数	貸付期間		年間来客数
1	生活衛生課	生衛-1	入替	佐世保市西部芳世苑	佐世保市大潟町 392 番 2	自動販売機設置コーナー	屋内	1	令和 9 年 2 月 1 日 ～ 令和 12 年 1 月 31 日	3 年間	20,200 人
2	生活衛生課	生衛-2	入替	佐世保市東部芳世苑	佐世保市下の原町 591 番	旧売店	屋内	1	令和 9 年 2 月 1 日 ～ 令和 12 年 1 月 31 日	3 年間	7,400 人

※年間来客数は令和７年度の推計です。

2　自動販売機の仕様

(1)　大 き さ

設置面積（空き缶回収箱の面積を含む。）は、「位置図」において示す設置箇所の設置範囲に収まる大きさとし、高さは２ｍ以内とすること。

(2)　環境対策

設置する自動販売機は、省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。

3　自動販売機の設置及び管理運営上の遵守事項

(1)　設　　置

①　設置する自動販売機の電気使用量を測定する子メーター（計量法（平成４年法律第５１号）に基づく検査に合格したものに限る。）を設置すること。なお、設置に当たっては、本市の指示に従うこと。

②　自動販売機の設置に当たっては、安全対策として、ＪＩＳ規格及び業界自主基準に準じた転倒防止措置を講じること。

(2) 管理運営

① 食品衛生について、商品販売に必要な営業許可を受けるとともに、関係法令及び業界自主基準を遵守し、衛生管理に万全を期すること。

② 常に商品の賞味期限に注意し、適切な在庫・補充管理を行うこと。

③ 使用済み容器の回収ボックスは、原則として自動販売機１台に１個以上の割合で貸付面積を超えない範囲で設置し、事業者の責任で適切に回収、リサイクル及び設置場所周辺の清掃を行うこと。
また、回収ボックスから使用済み容器が溢れたりすることがないよう、適切な維持管理を行うこと。

④ 商品の搬入・廃棄物の搬出等を行う経路については、本市の指示に従うこと。

⑤ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情等については、設置事業者の責任において対応するとともに、自動販売機本体に故障時の連絡先を明記すること。

⑥ 自動販売機で販売する商品に関係のない広告等を表示しないこと。ただし、当該商品の販売促進に関するものは除く。

⑦ 自動販売機を設置・運営する権利を第三者に譲渡又は転貸することはできない。

(3) 販売商品及び販売価格

① 販売商品は、飲料（清涼飲料水等）とし、酒類は販売しないこと。

② 容器は、缶、ペットボトル、ビン、紙パック等の密閉式の容器とすること。(カップ式は不可)

③ 販売価格は、標準小売価格を超えないこと。

4 問い合せ先

問い合せ内容	対応課
施設や、自動販売機等の個別仕様に関すること	佐世保市保健福祉部生活衛生課斎場（西部芳世苑） TEL0956-48-3421
この入札制度に関すること	佐世保市財務部資産経営課 TEL0956-24-1111（内線 2644～2645）

※問い合わせ件数などの情報は、入札の競争性・公平性を保つため、一切お答えできません。

生衛－１　西部芳世苑　自動販売機設置場所位置図

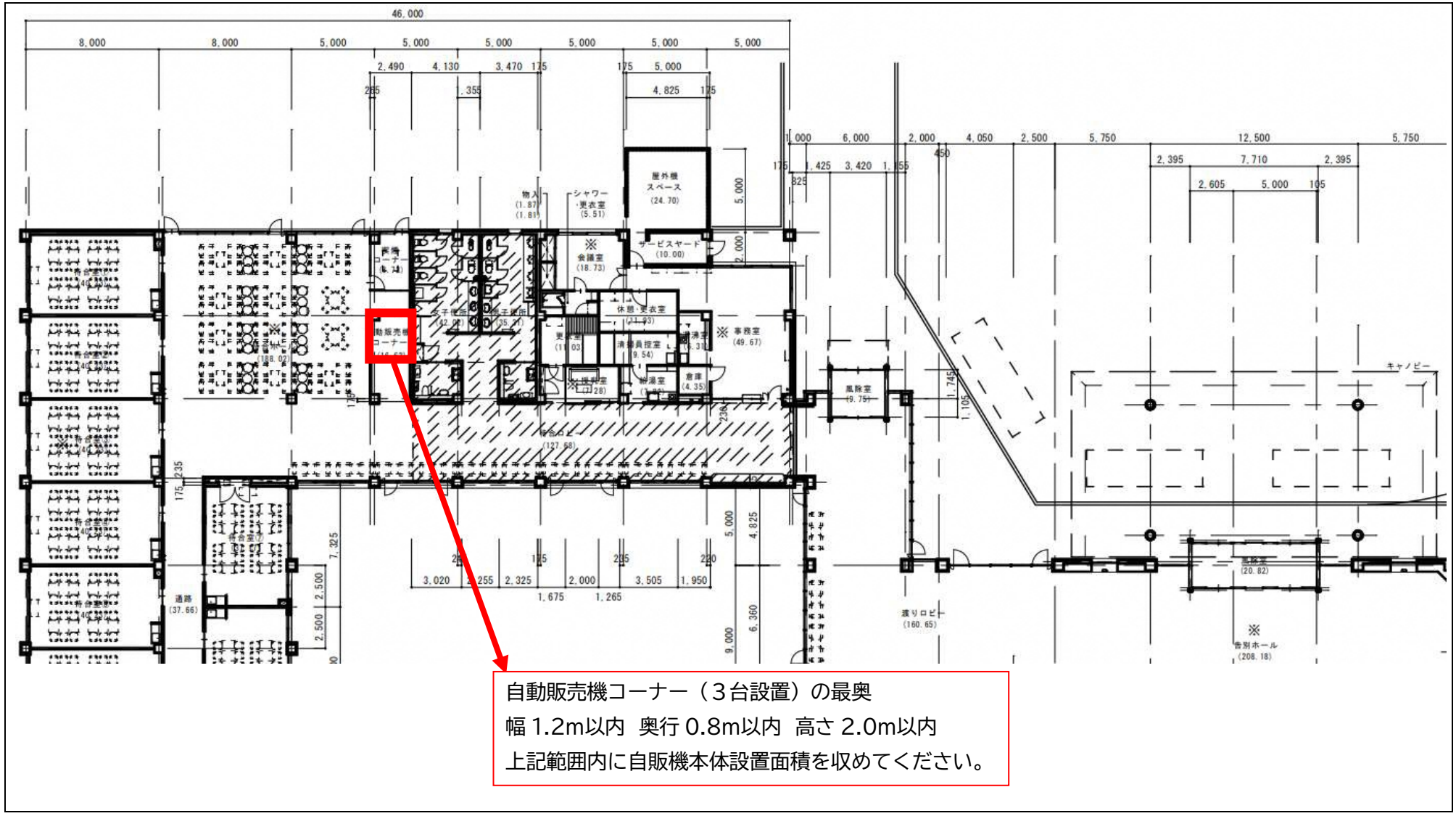

生衛－２　東部芳世苑　自動販売機設置場所位置図

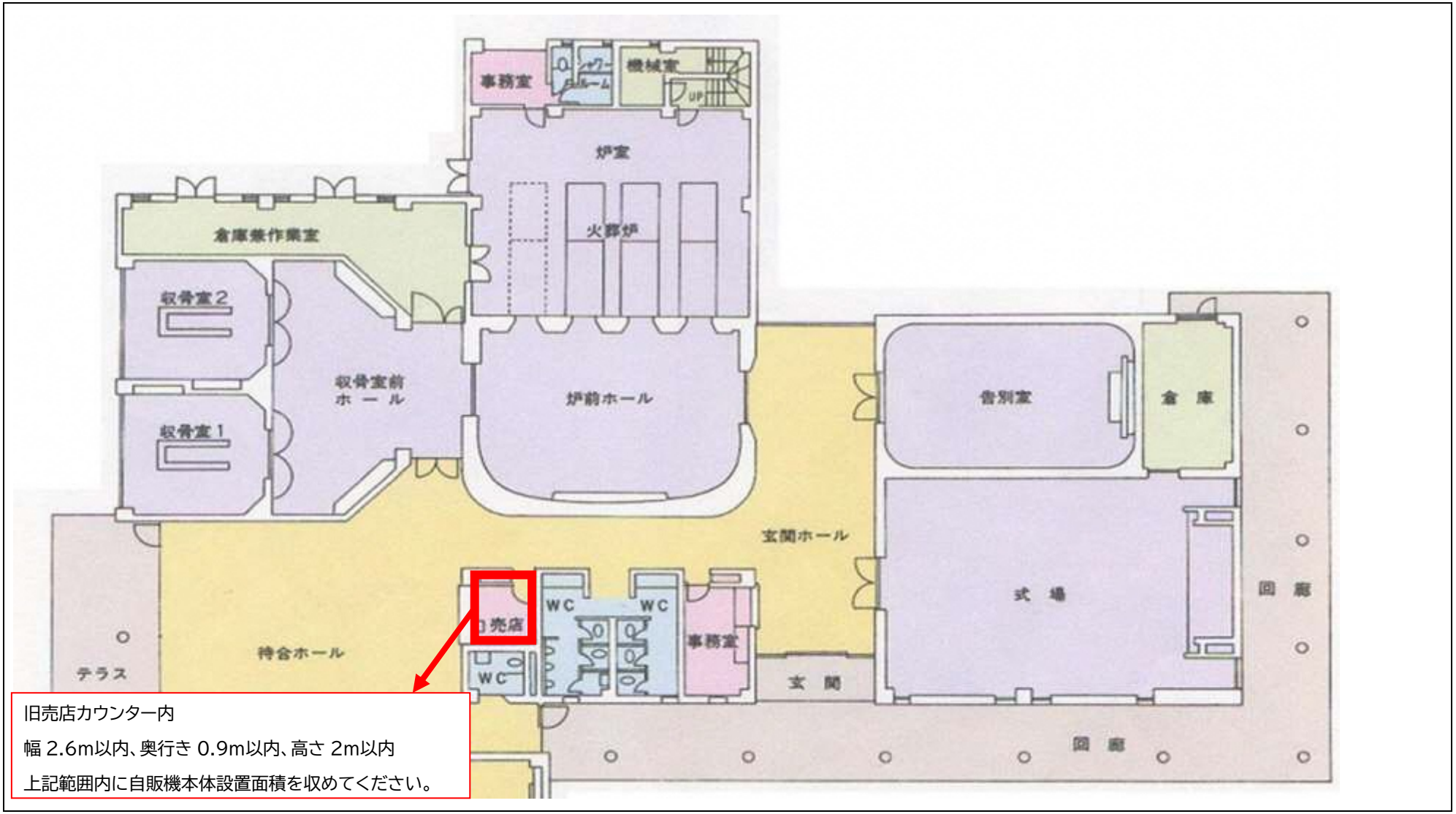

物件仕様書
（清涼飲料水の自動販売機）

1　設置場所

No.	所管課	物件番号	区分	施設名	所在地	設置箇所	屋内/屋外	設置台数	貸付期間		来館者数
1	図書館	図書館-1	入替	佐世保市立図書館	佐世保市宮地町３番４号	１階	屋内	1	令和９年２月１日 ～ 令和１２年１月３１日	３年間	251,893 人（年間）

※来館者数は令和７年度の実績です。

2　自動販売機の仕様

(1)　大 き さ

設置面積（空き缶回収箱の面積を含む。）は、「位置図」において示す設置箇所の設置範囲に収まる大きさとし、高さは２ｍ以内とすること。

(2)　環境対策

設置する自動販売機は、省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。

3　自動販売機の設置及び管理運営上の遵守事項

(1)　設　　置

①　設置する自動販売機の電気使用量を測定する子メーター（計量法（平成４年法律第５１号）に基づく検査に合格したものに限る。）を設置すること。なお、設置に当たっては、本市の指示に従うこと。

②　自動販売機の設置に当たっては、安全対策として、ＪＩＳ規格及び業界自主基準に準じた転倒防止措置を講じること。

(2)　管理運営

①　食品衛生について、商品販売に必要な営業許可を受けるとともに、関係法令及び業界自主基準を遵守し、衛生管理に万全を期すること。

②　常に商品の賞味期限に注意し、適切な在庫・補充管理を行うこと。

③　使用済み容器の回収ボックスは、原則として自動販売機１台に１個以上の割合で貸付面積を超えない範囲で設置し、事業者の責任で適切に回収、リサイクル及び設置場所周辺の清掃を行うこと。
また、回収ボックスから使用済み容器が溢れたりすることがないよう、適切な維持管理を行うこと。

④　商品の搬入・廃棄物の搬出等を行う経路については、本市の指示に従うこと。

⑤　自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情等については、設置事業者の責任において対応するとともに、自動販売機本体に故障時の連絡先を明記すること。

⑥　自動販売機で販売する商品に関係のない広告等を表示しないこと。ただし、当該商品の販売促進に関するものは除く。

⑦　自動販売機を設置・運営する権利を第三者に譲渡又は転貸することはできない。

(3)　販売商品及び販売価格

①　販売商品は、飲料（清涼飲料水等）とし、酒類は販売しないこと。

②　容器は、缶、ペットボトル、ビン、紙パック等の密閉式の容器とすること。（カップ式は不可）

③　販売価格は、標準小売価格を超えないこと。

4　問い合せ先

問い合せ内容	対応課
施設や、自動販売機等の個別仕様に関すること	佐世保市文化スポーツ部図書館　℡0956-22-5618
この入札制度に関すること	佐世保市財務部資産経営課　℡0956-24-1111（内線 2644～2645）

※問い合わせ件数などの情報は、入札の競争性・公平性を保つため、一切お答えできません。

佐世保市立図書館　１階自動販売機設置場所位置図

（※設置箇所が複数階ある場合は同じように付け加えていく）





■自販機及び空容器回収ボックス設置状況■

（令和５年１０月１日撮影）

現状の設置状況（幅２ｍ以内　奥行１ｍ以内）のとおり、自動販売機本体及び空容器回収ボックスの設置面積を収めてください。（自動販売機の高さは 195 ㎝以内とします。）
※現状の設置状況については右の写真のとおりです。

物件仕様書
（清涼飲料水の自動販売機）

１　設置場所

No.	所管課	物件番号	区分	施設名	所在地	設置箇所	屋内/屋外	設置台数	貸付期間		勤務職員数
1	文化財課	文化-１	入替	重要文化財 旧佐世保無線電信所 （針尾送信所）施設	佐世保市針尾中町３８２番	門衛所１階	屋内	1	令和９年２月１日 ～ 令和１２年１月３１日	３年間	41,432 （年間）

※年間来客数は令和７年度（令和７年４月１日～令和８年３月３１日）の数字です。

※令和６年度　38,388 人、令和５年度　44,117 人、令和４年度　38,989 人、令和３年度　27,399 人

２　自動販売機の仕様

(1)　大 き さ

設置面積（空き缶回収箱の面積を含む。）は、「位置図」において示す設置箇所の設置範囲に収まる大きさとし、高さは２ｍ以内とすること。

(2)　環境対策

設置する自動販売機は、省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。

３　自動販売機の設置及び管理運営上の遵守事項

(1)　設　　置

①　設置する自動販売機の電気使用量を測定する子メーター（計量法（平成４年法律第５１号）に基づく検査に合格したものに限る。）を設置すること。なお、設置に当たっては、本市の指示に従うこと。

②　自動販売機の設置に当たっては、安全対策として、ＪＩＳ規格及び業界自主基準に準じた転倒防止措置を講じること。

(2)　管理運営

①　食品衛生について、商品販売に必要な営業許可を受けるとともに、関係法令及び業界自主基準を遵守し、衛生管理に万全を期すること。

② 常に商品の賞味期限に注意し、適切な在庫・補充管理を行うこと。

③ 使用済み容器の回収ボックスは、原則として自動販売機１台に１個以上の割合で貸付面積を超えない範囲で設置し、事業者の責任で適切に回収、リサイクル及び設置場所周辺の清掃を行うこと。
また、回収ボックスから使用済み容器が溢れたりすることがないよう、適切な維持管理を行うこと。

④ 商品の搬入・廃棄物の搬出等を行う経路については、本市の指示に従うこと。

⑤ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情等については、設置事業者の責任において対応するとともに、自動販売機本体に故障時の連絡先を明記すること。

⑥ 自動販売機で販売する商品に関係のない広告等を表示しないこと。ただし、当該商品の販売促進に関するものは除く。

⑦ 自動販売機を設置・運営する権利を第三者に譲渡又は転貸することはできない。

(3) 販売商品及び販売価格

① 販売商品は、飲料（清涼飲料水等）とし、酒類は販売しないこと。

② 容器は、缶、ペットボトル、ビン、紙パック等の密閉式の容器とすること。（カップ式は不可）

③ 販売価格は、標準小売価格を超えないこと。

(4) 特別仕様

① 自動販売機の色彩については、文化財地として周辺景観との調和や、建築物（外壁面）との一体性に配慮すること。
また、詳細色調については、本市の指示に従うこと。

4 問い合せ先

問い合せ内容	対応課
施設や、自動販売機等の個別仕様に関すること	佐世保市教育総務部文化財課　℡0956-24-1111（内線 3129）
この入札制度に関すること	佐世保市財務部資産経営課　℡0956-24-1111（内線 2644～2645）

※問い合わせ件数などの情報は、入札の競争性・公平性を保つため、一切お答えできません。

重要文化財　旧佐世保無線電信所（針尾送信所）施設　門衛所１階自動販売機設置場所位置図

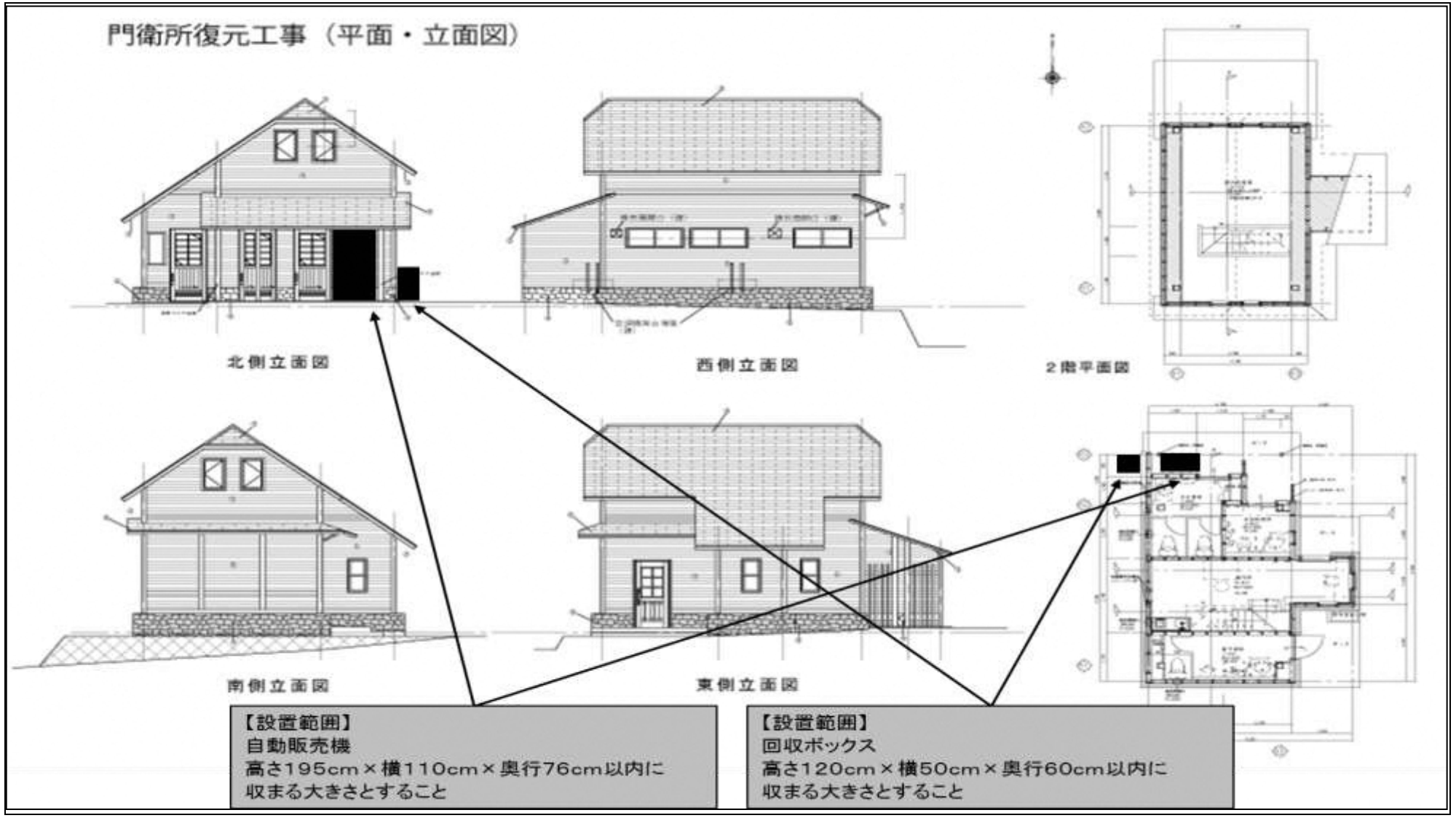

物件仕様書
（清涼飲料水の自動販売機）

１　設置場所

No.	所管課	物件番号	区分	施設名	所在地	設置箇所	屋内/屋外	設置台数	貸付期間		勤務職員数
1	文化財課	文化-２	入替	無窮洞	佐世保市城間町３番５	駐車場	屋外	1	令和９年２月１日 ～ 令和１２年１月３１日	３年間	16,195 （年間）

※年間来客数は令和７年度（令和７年４月１日～令和８年３月３１日）の数字です。

※令和６年度　14,958 人、令和５年度　18,036 人、令和４年度　15,334 人、令和３年度 15,287 人

２　自動販売機の仕様

(1)　大 き さ

設置面積（空き缶回収箱の面積を含む。）は、「位置図」において示す設置箇所の設置範囲に収まる大きさとし、高さは２ｍ以内とすること。

(2)　環境対策

設置する自動販売機は、省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。

３　自動販売機の設置及び管理運営上の遵守事項

(1)　設　　置

①　設置する自動販売機の電気使用量を測定する子メーター（計量法（平成４年法律第５１号）に基づく検査に合格したものに限る。）を設置すること。なお、設置に当たっては、本市の指示に従うこと。

②　自動販売機の設置に当たっては、安全対策として、ＪＩＳ規格及び業界自主基準に準じた転倒防止措置を講じること。

(2)　管理運営

①　食品衛生について、商品販売に必要な営業許可を受けるとともに、関係法令及び業界自主基準を遵守し、衛生管理に万全を期すること。

② 常に商品の賞味期限に注意し、適切な在庫・補充管理を行うこと。

③ 使用済み容器の回収ボックスは、原則として自動販売機１台に１個以上の割合で貸付面積を超えない範囲で設置し、事業者の責任で適切に回収、リサイクル及び設置場所周辺の清掃を行うこと。
また、回収ボックスから使用済み容器が溢れたりすることがないよう、適切な維持管理を行うこと。

④ 商品の搬入・廃棄物の搬出等を行う経路については、本市の指示に従うこと。

⑤ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情等については、設置事業者の責任において対応するとともに、自動販売機本体に故障時の連絡先を明記すること。

⑥ 自動販売機で販売する商品に関係のない広告等を表示しないこと。ただし、当該商品の販売促進に関するものは除く。

⑦ 自動販売機を設置・運営する権利を第三者に譲渡又は転貸することはできない。

(3) 販売商品及び販売価格

① 販売商品は、飲料（清涼飲料水等）とし、酒類は販売しないこと。

② 容器は、缶、ペットボトル、ビン、紙パック等の密閉式の容器とすること。（カップ式は不可）

③ 販売価格は、標準小売価格を超えないこと。

(4) 特別仕様

① 自動販売機の色彩については、文化財地として周辺景観との調和や、建築物（外壁面）との一体性に配慮すること。
また、詳細色調については、本市の指示に従うこと。

4 問い合せ先

問い合せ内容	対応課
施設や、自動販売機等の個別仕様に関すること	佐世保市教育総務部文化財課　℡0956-24-1111（内線 3129）
この入札制度に関すること	佐世保市財務部資産経営課　℡0956-24-1111（内線 2644～2645）

※問い合わせ件数などの情報は、入札の競争性・公平性を保つため、一切お答えできません。

重要文化財　旧佐世保無線電信所（針尾送信所）施設　門衛所１階自動販売機設置場所位置図

